

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院、療養又は外出自粛に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、《感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院、療養又は外出自粛に関する事務》における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院、療養又は外出自粛に関する事務
②事務の概要	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告、措置及び医療に要する費用負担  (2) 結核患者の医療費負担  (3) 他の法律による医療に関する給付との調整  (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給  (5) 外出自粛対象者に対する外出自粛の協力要請、医療に要する費用負担</p> <p>横浜市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告、措置及び医療に要する費用負担の申請の受理、審査及びその応答に関する事務  (2) 結核患者の医療費負担の際の申請の審査に係る事務  (3) 他の法律による医療に関する給付との調整に係る事務  (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給に係る事務  (5) 外出自粛対象者に対する外出自粛の協力要請、医療に要する費用負担の申請の受理、審査及びその応答に関する事務</p>
③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバ、住民基本台帳連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表の105の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第52条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	【照会】1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療局健康安全部健康安全課
②所属長の役職名	医療局健康安全部健康安全課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市役所 医療局健康安全課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4182
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ O ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	特定個人情報の入手が必要でない申請については、提出を求めているため、十分であると判断できる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 1 番号法第19条第7号 別表第二の97の項	【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二の97の項	事後	
令和5年1月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和5年1月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横浜市役所 健康福祉局健康安全課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4190	横浜市役所 健康福祉局健康安全課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4182	事後	
令和5年1月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和4年12月19日時点	事後	
令和5年1月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和4年12月19日時点	事後	
令和5年1月19日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和5年11月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	①部署 健康福祉局健康安全部健康安全課 ②所属長の役職名 健康福祉局健康安全部健康安全課長	①部署 医療局健康安全部健康安全課 ②所属長の役職名 医療局健康安全部健康安全課長	事後	
令和5年11月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横浜市役所 健康福祉局健康安全課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4182	横浜市役所 医療局健康安全課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4182	事後	
令和7年2月17日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	感染症サーベイランスシステム	削除	事後	
令和7年2月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	感染症サーベイランスシステム	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の70の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第52条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の105の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第52条	事後	
令和7年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 1 番号法第19条第8号 別表第二の97の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条	【照会】 1 番号法第19条第8号 別表の105の項 2 削除	事後	
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和4年12月19日時点	1000人以上1万人未満 令和6年10月23日時点	事後	
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月19日時点	令和6年10月23日時点	事後	
令和8年3月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院、療養又は外出自粛に関する事務	事後	
令和8年3月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。)により、以下の事務を行う。 (1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告、措置及び医療に要する費用負担の申請の受理、審査及びその応答に関する事務 ア 感染症法第37条及び第37条の2に係る医療費公費負担申請書を受理し、本人確認を行う。 イ 入院勧告及び入院措置を実施した場合、各種医療保険を適用された医療費の自己負担額を、公費で負担する。なお、患者が属する世帯の市町村民税の所得割額の合計が56万4千円を超える場合は、月額20,000円を限度として、一部自己負担がある。 ウ 肺結核、肺外結核及び潜在性結核感染症と診断された方で、入院勧告及び入院措置を実施しない場合について、医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を、公費で負担する。 (2) 緊急時等の医療に係る療養費の支給に係る事務 ア 緊急その他やむを得ない理由により、感染症指定医療機関以外の医療機関から医療を受けた場合、感染症法第37条及び第37条の2に係る医療費公費負担申請書を受理し、本人確認を行う。 イ (1)のイと同じ ウ (1)のウと同じ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、以下の事務を行う。 (1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告、措置及び医療に要する費用負担 (2) 結核患者の医療費負担 (3) 他の法律による医療に関する給付との調整 (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給 (5) 外出自粛対象者に対する外出自粛の協力要請、医療に要する費用負担  横浜市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告、措置及び医療に要する費用負担の申請の受理、審査及びその応答に関する事務 (2) 結核患者の医療費負担の際の申請の審査に係る事務 (3) 他の法律による医療に関する給付との調整に係る事務 (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給に係る事務 (5) 外出自粛対象者に対する外出自粛の協力要請、医療に要する費用負担の申請の受理、審査及びその応答に関する事務	事後	
令和8年3月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバ、住民基本台帳連携システム	統合番号連携システム、中間サーバ、住民基本台帳連携システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の105の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第52条	1 番号法第9条第1項 別表の105の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第52条	事後	
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月23日時点	令和7年12月1日	事後	
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月23日時点	令和7年12月1日	事後	
令和8年3月27日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	